

## 第1回妹背牛町議会定例会 第3号

令和4年3月11日（金曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第13号 妹背牛町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第14号 妹背牛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第15号 妹背牛町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第16号 妹背牛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 6 発議第2号 妹背牛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 発議第3号 妹背牛町議会議員の期末手当の特例に関する条例について
- 8 議案第17号 令和4年度妹背牛町一般会計予算
- 9 議案第18号 令和4年度妹背牛町国民健康保険特別会計予算
- 10 議案第19号 令和4年度妹背牛町後期高齢者医療特別会計予算
- 11 議案第20号 令和4年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 12 議案第21号 令和4年度妹背牛町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算
- 13 議案第22号 令和4年度妹背牛町簡易水道事業特別会計予算
- 14 議案第23号 令和4年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計予算

### ○出席議員（10名）

1番 宮崎 博 君	2番 渡辺 倫代 君
3番 鈴木 正彦 君	4番 石井 喜久男 君
5番 広田 毅 君	6番 佐々木 和夫 君
7番 小林 一晃 君	8番 田中 春夫 君
9番 赤藤 敏仁 君	10番 渡会 寿男 君

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町 長	田 中 一 典 君
副 町 長	滝 本 昇 司 君
教 育 長	石 井 美 雪 君

総務課長	滝本昇	司君
企画振興課長	廣澤	勉君
住民課長	清水野	勇君
健康福祉課長	河野和	浩君
健康福祉課参事	廣田龍	子君
建設課長	西山田	慎也君
教育課長	山下英	俊君
農政課長	廣田	徹君
農委事務局長	篠原敬	司君
代表監査委員	菅原竹	雄君
農委会長	瀧本賢	毅君

○出席事務局職員

事務局長	菅一	光君
書記	山下仁	美君

◎開議の宣告

○議長（渡会寿男君） 皆さん、おはようございます。ただいま議員全員の出席がありますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡会寿男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、広田毅君、佐々木和夫君を指名します。

◎一括上程の議決

○議長（渡会寿男君） お諮りします。

日程第2、議案第13号 妹背牛町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第14、議案第23号 令和4年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計予算まで、以上13件は審議の都合により一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第13号から日程第14、議案第23号まで、以上13件は審議の都合により一括議題に供することに決定しました。

◎日程第2 議案第13号ないし日程第14 議案第23号

○議長（渡会寿男君） 日程第2、議案第13号から日程第14、議案第23号まで、以上13件を一括議題とします。

なお、ただいま一括議題としました議案11件及び発議2件については、後ほど設置を予定しております予算審査特別委員会で詳細にご説明、ご審議を願う予定でありますので、ご了承ください。

あらかじめお諮りします。詳しい説明は後ほど設置を予定しております予算審査特別委員会で審議したいと考えておりますので、説明は簡潔に願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、詳細な説明は予算審査特別委員会で求めたいと思っておりますので、簡潔に説明願います。

議案第13号から第16号の説明を求めます。

副町長。

○副町長（滝本昇司君）（説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 住民課長。

○住民課長（清水野 勇君）（説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 発議第2号及び3号の説明を求めます。

1番議員、宮崎博君。

○1番（宮崎 博君）（登壇） 発議第2号 妹背牛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

今回の一部改正は、昨年の人事院勧告により6月と12月の期末手当支給割合を合わせて0.15月引き下げるため、本条例の一部を改正するものであります。

附則といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当の額は、既に令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減ずるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、発議第3号 妹背牛町議会議員の期末手当の特例に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、妹背牛町議会議員の期末手当の特例に関し必要な事項を定めることを目的とし、制定するものです。特例条例の内容は、妹背牛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず加算率を10%とし、5%の減額を行うものであります。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行し、翌年3月31日限りでその効力を失うとしております。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（渡会寿男君） 各会計予算の説明を求めます。

副町長。

○副町長（滝本昇司君）（説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第2、議案第13号から日程第14、議案第23号まで、以上13件は、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審議することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております日程第2、議案第13号から日程第14、議案第23号まで、以上13件は、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置

し、これに付託し、審議することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（渡会寿男君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前 9時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員